

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 26 年 6 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等44市町村の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった大分県竹田市、福岡県添田町の歴史的風致維持向上計画について6月23日に認定を行いました。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は46市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに23日以降に公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

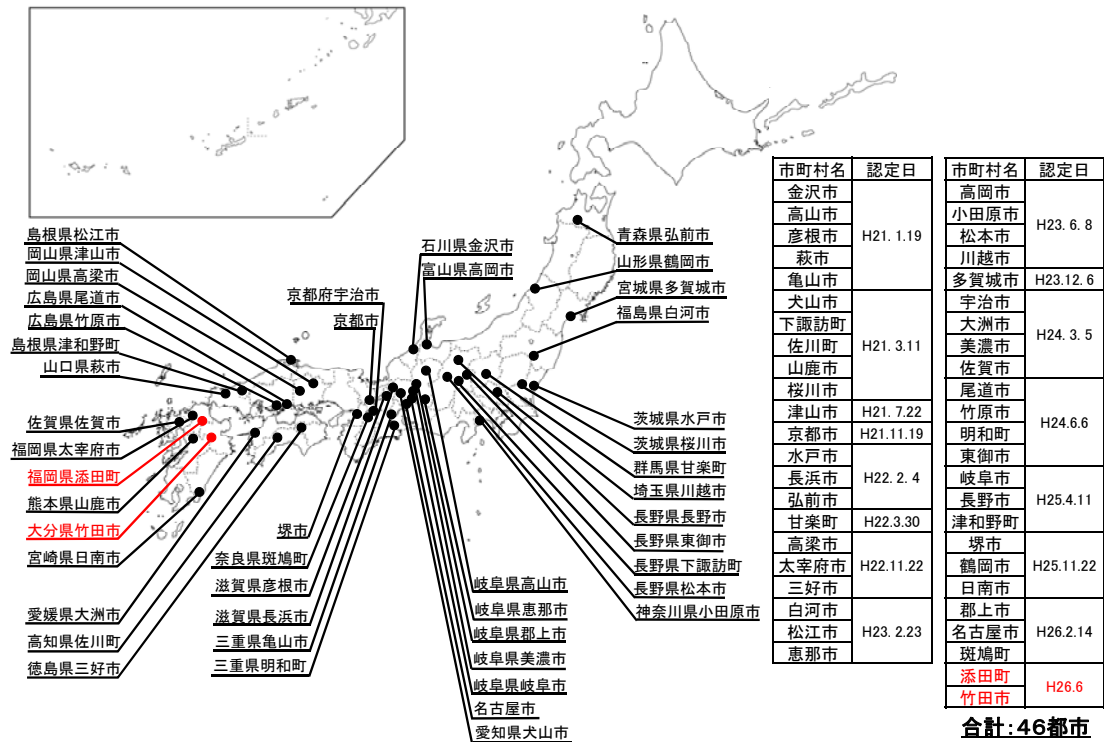


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の計画の概要（申請順）

①竹田市歴史的風致維持向上計画（大分県竹田市 認定申請日 H26. 4. 30）

史跡「岡城跡」等を含み、夏越祭^{なごしまつり}等の祭礼や豊後南画の祖^{たのむらちくでん}田能村竹田の顕彰等の活動が受け継がれ、江戸時代から変わらない町割りに町家等の建造物が残る岡城下町の区域を重点区域とし、史跡岡城跡の保存整備、歴史的建造物の修理修景、民俗芸能の継承支援等の事業が位置づけられています。



【夏越祭の御神幸の様子】

②添田町歴史的風致維持向上計画（福岡県添田町 認定申請日 H26. 5. 2）

重要文化財「英彦山神宮奉幣殿」^{ひこさんじんぐうほうへいでん}等を含み、柱松神事^{はしらまつ}や御潮井採り^{おしおい}等の伝統行事が受け継がれ、宿坊等の歴史的建造物が残る「英彦山区域」、重要文化財「中島家住宅」を含み、神幸祭等の祭礼が受け継がれ、社寺や町家などの歴史的建造物が残る「添田本町等区域」の2箇所を重点区域とし、英彦山神宮参道の保存整備、中島家住宅をはじめとした歴史的建造物の保存修理、歴史文化への意識向上の推進等の事業が位置づけられています。



【御潮井採り一行の往来】